

【平成25年度日本保険学会大会】

シンポジウム

報告要旨：西羽 真

保険契約の締結過程および内容への債権法規律適用に関する課題

損害保険ジャパン 西羽 真

民法（債権関係）の改正に関する中間試案では、契約の締結過程および内容に係る規律の重要な見直しが提案されている。保険実務もこれにより大きな影響を受けることが想定されるが、その詳細は未だ見通せないものも多いことから、本報告ではこの点を中心に採り上げ、関連する保険業法令見直しの動向とも絡め、検討することとする。

1. 第27, 2 契約締結過程における情報提供義務

中間試案では、「契約締結判断の基礎となる情報の収集は契約当事者各人の責任であることを明確にしつつ、その例外として一方当事者が情報提供義務を負う場合がある」とする規律の新設が提案されている。

一方、業規制関連でも、「必要な情報が簡潔で分かりやすく提供されるための保険募集・販売の在り方」等につき審議してきた金融審議会の「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」（以下、「WG」）において、これまで禁止行為として裏から規定していた情報提供義務を行為規制として明示的に表から位置づけることが適当である、とする報告書を取りまとめるなどの動きがある。

そもそも保険契約における情報提供義務については、保険法制定の際にも「説明義務」として議論され、民法一般にも関わることについて保険法において突出した規定を設けることの是非、保険契約者の属性や理解力、契約の内容等に照らして個別具体的に検討されるべきことを業法ではなく契約法に置くことの是非などが考慮された結果、規定化が見送られた経緯がある。民法・保険業法における今般の動向は、この時投げかけられた命題に対する両法領域からの答えであると位置づけることができ、今後両法が協働して情報提供義務に係る規律を形づくっていくことになるのか否かについて、同じくWGの報告書において導入が提言されている意向把握義務とも絡めながら、考察する。

2. 第29 契約の解釈

中間試案では、「契約の解釈」に係る規定の新設が提案されている。保険実務においても契約の解釈をめぐるトラブルは多く、当事者間が裁判等の法的手続を経ることなく、話し合いにより解決を図ることが行い易くなるような指針として機能するのであれば、保険業界としてもこれを前向きに捉えていくべきであろう。

もっとも、試案で提案されている準則は、契約条項について「社会通念上一般的にどのような意味で理解されているか」という客観的な基準よりも、「当事者の意思、理解等」という主観的な基準に重きを置くものであると考えられ、保険契約について「契約

【平成25年度日本保険学会大会】

シンポジウム

報告要旨：西羽 真

内容を画一的に定めることへの強い要請からこれまで採られてきた解釈の考え方とは整合しない部分があるようにも思われ、これに対しどのように対応していくべきか、考察する。

3. 第30 約款

中間試案では、約款に関する各種規律の導入が提案されている。保険実務において不可欠な存在である約款について、これを用いた取引の安定性が図られることは保険業界としても歓迎すべきであり、今後も規律の確定に向けた論議には積極的に貢献していくべきであろう。

もっとも、民事法においては新参者である「約款」に係る規律の導入ということだけあって、「組入れ」「不意打ち条項」など新たなコンセプトが多数持ち込まれることとなるが、これらが契約、とりわけ保険契約について一体どのような作用をもたらし得るのかについては、見通せない部分も多く、以下の点を中心に考察する。

(1) 「契約の内容となる／ならない」

約款の組入要件および不意打ち条項において示されているコンセプトであるが、果たしてどのような結果をもたらすのか(「無効」と異なるのか)、またその場合の条項補充や原状回復をどのように考えるべきかなどが課題となろう。

(2) 「個別の合意」

不意打ち条項や不当条項規制などの規律の適用を排除する重要な要件であるが、何をもって「個別の合意」とみなし得るのかが、これに対する実務対応と併せて課題となろう。

(3) 「中核的な条項に対する不当条項規制の適用」

「個別の合意」により不当条項規制の適用が排除される範囲と中核的な条項との相違、中核的な条項に不当条項規制が適用される場合の考え方などが課題となろう。

以上